

令和元年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月28日 火曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 合意解約等について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第2号 農業振興地域整備計画変更（用途変更）に係る意見について

日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

日程第6 議案第4号 非農地証明について

日程第7 議案第5号 あっせんについて

日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)その他

(5)閉会

(6)会議の概要

13時30分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和元年5月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後、議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	それではただいまより、令和元年5月の定例総会を開催いたします。 会議の日程は配付してあります議事日程のとおりで進めていきます。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 9番牛越委員、10番坂本委員を指名いたします。
日程第2 報告第1号	議長	日程第2、報告第1号「合意解約等について」、事務局に報告を求めます。
	事務局	日程第2、報告第1号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページです。 今月の合意解約は1番の1件で、台帳現況地目、畑1筆、2,500平米の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。
日程第3 議案第1号	議長	それではただいまより議案審議に入ります。 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。
	事務局	説明に入る前に、3ページの整理番号5の移動の理由で、交換と贈与と2つ書いてありますが、贈与のほうを消していただきますようお願いいたします。 それでは、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。 資料は2ページから3ページです。 今月は賃借権設定4件、所有権移転1件、合計5件の申請がありました。 1番です。国上野木平地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積1,721平米を賃借により10年間借り受けるものです。 2番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑、畑の1筆で、合計面積1,665平米を賃借により10年間借り受けるものです。 本件1番及び2番については、許可後の経営面積が3,386平米となり、下限面積の20アールを超えます。 3番です。国上野木平地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積2,515平米を賃借により5年間借り受けるものです。 4番です。住吉形之山地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積2,525平米を賃借により5年間借り受けるものです。 5番です。国上湊地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積2,686平米を交換により所有権移転するものです。 以上、1番から5番については、農地法第3条第2項各号に

	<p>は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま説明がありました。本件につきまして、担当委員の報告をお願いします。</p>
8 番委員	<p>8 番です。報告をします。整理番号 1 番と 2 番の借り人は一緒に、1 番と 3 番の貸し人は一緒に。ともに野木平地区です。 番号 1 番は、借り人が神奈川県より Uターンしてきてまして、農業を始めるということで、同級生の所有の畑があったので、借りることになりましたのでの申請です。 昨日、現地調査を担当推進委員と行いました。現地はきれいに整地されており耕耘されておりまして、フェニックスロベニーですかね。ロベレニーを栽培したいことだそうです。 番号 2 番ですが、これも、あの借り人は一緒に、貸し人はもともと野木平出身なんですけど現在埼玉におられる方です。 これも昨日一緒に調査をしました。 現地は先ほどの説明では現状畑ということでしたが、その前は山林原野化しておりまして、再生事業を活用しました。 結構お金もかかって、もう木が生えていたのをきれいにして、現在シキミを 400 本ほど植えております。 きれいに成長して、新芽もよく出ている状態でした。適切に管理されておりました。 番号 3 番になりますが、これは貸し人が、1 番の人と一緒に、以前よりお父さんから直接借りていたんですが、相続により借り人貸し人が変更になりましたので、貸し人の方が 1 番を含めて、今回新たに申請をしたということになります。 これは以前からの、引き続き、作られている貸し人の方が管理しておりまして、現在安納イモを作付しておりました。 どれも、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
3 番委員	<p>3 番です。 番号 4 について説明をしたいと思います。 5 月 26 日に推進委員並びに借り人と立会のもと、現地調査を行いました。 借り人は、今、兼業農家ではございますが、ここ 1、2 年のうちに退職をしまして、農業を専業にやりたいとのことで、規模拡大を行いたいということで、この申請があったようでございます。現場はサトウキビの植え付けをされておりました。 借り人につきましては、今後も規模拡大を行うということで、農機具も一式そろっており、また、農業生産の技術も一人前以上あるのじゃないのかなという判断をしております。 貸し人につきましては、申請内容につきまして、電話で確認をとっております。 以上申請の通り間違いはないと考えております。よろしくをお願いします。</p>
12 番委員	<p>1 2 番です。番号 5 について説明します。 5 月 22 日譲受人立会いのもと推進委員と現地調査を行いました。 譲渡人が家を建てた際、入り口と駐車場が譲受人の土地だったので、今回、申請している畑と交換したのだそうです。 譲受人は、キビ・イモ・スナップエンドウ等、幅広く耕作している農家の方で、機械等もそろっており、何ら問題はないと思います。 現地にはサトウキビを作る予定だということでした。</p>

		譲渡人には母親に会って、確認をとりました。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。よろしく お願いいたします。
	議長	ありがとうございました。 それではただいま事務局、担当委員のほうから説明報告があり ましたけれども、この件について質疑のある方は挙手でお願い いたします。 (質疑無し)
	議長	それでは無いようですので、質疑を終了いたしまして、議案 第1号「農地法3条の規程による許可について」を採決をいた します。 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	ありがとうございました。全会一致で賛成でありますので、 本案は許可することに決定をいたします。
日程第4 議案第2号 日程第5 議案第3号	議長	続きまして、議案第2号、この審議の前にお諮りをいたしま す。農振除外や、用途変更と転用の同時申請の場合には、農振 除外や用途変更される見込みが十分ある場合は、市長が農振除 外や用途変更をする前に、県農業会議に意見聴取することがで きるとの通知がありましたので、議案第2号、「農業振興地域 整備計画変更(用途変更)に係る意見について」ですけれども、 議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」と関連 がありますので一括して審議をいたしますが、御異議ありませ んか。 (異議なしの声)
		はい、ありがとうございます。 それでは日程第4、議案第2号「農業振興地域整備計画変更 (用途変更)に係る意見について」と、日程第5、議案3号「農 地法第4条の規定による許可について」を一括審議いたします。 議案の説明をお願いします。
	事務局	日程第4、議案第2号「農業振興地域整備計画変更(用途変更) に係る意見について」及び日程第5、議案第3号「農地法第4 条の規定による許可について」を一括して説明いたします。 資料は4ページから5ページです。 1番です。申請地は国上寺之門地区の土地4筆で、台帳現況 地目畑、合計面積1,795平米であります。 申請理由としましては、既存の牛舎が手狭であり、増頭のため、 新たに牛舎及び堆肥場を建築するため、またそれに伴い、 ロール置き場を新設したいとのことです。 農地区分は、農業振興地域整備計画に記載されている農振農 用地区域内であります。 現在、農林水産課にて利用目的を畑から農業用施設への用途 変更手続中であり、用途変更完了後に、農用地利用計画指定用 途として、農地転用を行おうとするものです。 周辺は道路や畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除 誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はな いと思われます。 また、既に畜舎及び堆肥場は建設されていることから、顛末 書を添付して提出を行っております。 農業委員会での意見聴取後に、市や農業会議の審査が行われ、 審査後に許可指令書の交付となります。 以上説明を終わります。委員が皆様の御審議をよろしくお願 いいたします。

議長	はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。本件につきましては先日、調査委員によります。現地調査が行われております。調査員の皆様担当委員の方々、お疲れさまでございました。それでは調査委員長の報告をお願いします。
11番委員	はい、11番です。 「農地法第4条の規定による許可について」の番号1番について説明します。 昨日、局長を含む事務局2名、12番委員、担当委員・推進委員・農林水産課職員、案内人2名の9名で、現地を調査しました。 申請地は、国上の寺之門というところで、あそこにスライドで映していますけれども、こっちから入り口ということで、このように道路に面した申請地になります。 昨年の3月から工事を始めまして、現在は見てのとおり、奥のほうに牛舎が立っております。 以前に出された、申請書の中で、申請土地の1筆が共有地であることがわかりまして、名義人の変更が必要となり、工事を途中、中断をして、今回のこの申請になりました。 現在は、名義も変更されまして、申請の要件を満たしております。 申請人とその息子の案内でありましたけれども、現在、成牛10頭飼育されておるといことで、20頭ぐらいまで増頭したいという話でした。 畜産農家の経営拡大ということで、許可相当と思います。 審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。 ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。担当委員のほうから何か。
8番委員	8番です。調査委員長が説明したとおりです。よろしく願いいたします。
議長	はい、ただいま、調査委員長また担当委員のほうから報告がありました。この案件に対しまして皆さんのほうから何か質疑のある方は挙手でお願いいたします。
	(質疑無し)
議長	無いようですので、議案第2号を採決いたします。 「農業振興地域整備計画変更(用途変更)に係る意見について」、原案どおり承認することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全会一致で賛成でありますので、本案は、承認することに決定いたしました。 議案第3号の採決をいたします。 「農地法第4条の規定による許可申請について」、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたします。
日程第6 議案第4号	議長 続きますので、日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

事務局	<p>説明に入る前に、訂正があります。番号1から3の備考欄について、説明文が登記簿地目は「田あるが」「畑あるが」と書いてありますが、「畑」と「田」の後に「で」を挿入して、「畑であるが」「田であるが」に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第6、議案第4号「非農地証明について」を説明いたします。資料は6ページです。</p> <p>1番です。現和浅川地区です。台帳地目は田ですが、平成7年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。なお、本件1番については既に竹や雑木を除去しているため、顛末書を提出しております。</p> <p>2番です。榕城竹鶴地区です。台帳地目は田ですが、平成20年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。</p> <p>3番です。下西、壺泊地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局のほうから説明報告がありました。この件につきましても、先日、現地調査が行われております。</p> <p>調査委員の報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>11番です。「非農地証明について」の番号1番について説明します。</p> <p>昨日、事務局から局長含む2名、12番委員・担当委員・推進委員、案内人2名の8名で現地調査をしました。</p> <p>申請地は、現和、浅川の海岸線に隣接します。</p> <p>この申請地は、既に手を入れられた状態でした。</p> <p>その状況は、竹と雑木が残されており、山林だったという山林化の状況が伺えました。</p> <p>調査以前に手を入れたこと等への経緯についての顛末書も提出してもらいました。</p> <p>要するに、この申請地は、海に隣接しているために、台風の時期等に塩害も確実に受けやすいし、土質も砂地で、農地としては、適していないというふうなこともありまして、調査員一同、非農地に許可相当ではないかという意見の一致をみました。</p> <p>審議をお願いします。</p> <p>番号2番について説明します。</p> <p>昨日、事務局から2名、12番議員・担当委員・案内人の6名で現地を調査しました。</p> <p>申請地は竹鶴の山間部にありまして、周辺の土地が非農地になっておりますが、その一部に農地が残っていたということです。</p> <p>スライドに映している向こうの山のほうから手前にかけての部分が農地として残っていたというふうなことで、山林化した部分と原野状態の部分があります。</p> <p>農地に再生されても、面積も狭く、地形的にも作業しづらい点があるというふうなことも含めまして、調査委員と非農地として許可相当ではないかということで意見が一致しました。</p> <p>審議をお願いします。</p> <p>続いて、番号3番について説明します。</p> <p>ここは昨日、事務局から2名、12番議員・担当委員・推進委員・案内人2名の8名で現地調査をしました。</p>

	<p>申請地は、下西の壟泊の種子島産婦人科病院のちょっと裏側になる場所になります。</p> <p>もう現況は見てのとおり、ダテク・チンチク竹、そして雑木が茂っておりました。</p> <p>この農地に手をかけて再生するのは、多額の費用がかかるとそういうふうなこともありますし、地形的にも、この手前のほうには、家も建っておまして、農地の低いところは、くぼんだ状態になっております。そのため日当たりもよくないのではないかとそういうふうに思いました。</p> <p>以上の状況から、非農地として許可相当でないかと、調査員一同、意見が一致しました。</p> <p>以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がなされました。また番号1番2番3番につきまして、担当委員のほうから何か補足説明があったらお願いします。</p>
2番委員	<p>2番です。</p> <p>番号1についてですが、ただいま、調査委員長がおっしゃったとおりです。</p> <p>許可相当と考えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号2番のほうは何かあります。</p>
5番委員	<p>5番委員です。調査委員長報告のとおりであります。</p>
13番委員	<p>はい3番について、13番です。</p> <p>ただいま調査委員長が説明いただいたとおり、スライドを見ても、荒廃しており、許可相当じゃないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは審議のほうに入ります。ただいまの非農地証明の1番2番3番について、何か質疑、質疑、意見のある方は挙手をお願いをいたします。</p>
6番委員	<p>6番です。すいません。1番のスライドを出してください。</p> <p>この農地、非農地証明願いを出された農地の近くですけれども、3月にも私も立ち会って近場の浅川なんですけれども、非農地証明を出したところがございますけれども、今後この非農地がどのように活用されてどういうふうに、建物が建っていくのかっていうのは、もちろん農業委員には関係ないことでしょうかけれども、一応情報の交換ということで、この土地に、いずれ、何が建ってどういうふうに活用されていくのかと情報でもあればちょっと教えていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>はい、事務局は何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>はい、私のほうで、申請地周辺の土地の譲受人から伺ったところによりますと、キャンプ場を開発したいというところがございます。</p> <p>その周辺は山林でございましたので、山林の伐採届につきましては西之表市のほうに届け出が出ております。山林の中の林地開発に当たるのではないかとということでございましたので、県のほうに伺ったところ、林地開発に当たらないという意見をいただいております。</p> <p>正式な事業計画等を業者さんが策定されれば、市なりに報告があろうかと考えているところでございます。以上が事務局で把握している情報でございます。</p>
議長	<p>はい。よろしいでしょうか。</p>
6番委員	<p>私、農業委員として危惧するところが、東海岸に住む私としてやはり、東風が吹く台風の時はそのすごく塩風が上がるとこ</p>

		<p>ろでございます。以前には、ここにはずっと防風林といいますか、木々が生い茂って、道を挟んだ向こう側に塩風が飛ぶということはまずなかったと思われまじけれども、今後、木々の伐採により、潮風塩害の被害が、この丘の上にあられるであろうということも危惧しながらの認識を一度お願いしたいと思ひます。以上です。</p>
	議長	<p>はい、ありがとうございました。何かある場合は事務局のほうからその旨、一言よろしくお願ひいたします。はい。 ほかに。</p>
		(挙手無し)
	議長	<p>無いようですので採決をいたしたいと思ひます。 ただいまの質問かれこれ、加味して、「非農地証明について」番号1番・2番・3番について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
	議長	<p>ありがとうございました。 全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定いたします。</p>
日程第7 議案第5号	議長	<p>続きまして、日程第7、議案第5号「あっせんについて」を議題といたします。 説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第7、議案第5号「あっせんについて」です。資料は7ページです。 「貸したい」の申し出です。 場所は、下西、池野地区です。賃借料については年15,000円でお願ひしたいとのこと。 「あっせん」につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員にお願ひいたします。 以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明の「あっせん」について、何か質問のある方は。</p>
	13番委員	<p>この「あっせん」についてですけど、先日、代理人と現地を確認に行きました。 場所は、朝日ヶ丘団地の上のほうになるんですけど、この辺はもう荒廃農地だらけでございます。 申請農地の周りは耕作している農地は一つもございませんでした。 原因は一つ、道路が狭いのが一番の難点じゃないかと思ひます。代理人にも、ちょっとこの状態では、厳しいですからということをお伝えしてあります。以上です。</p>
	議長	<p>はい。ほかに。</p>
	推進委員	<p>この「あっせん」の申し込みですけども、全員で情報を共有するためにも、場所がわかる地図も掲載したら、担当委員がいるんですけども、全員で情報共有したほうが「こういう畑もありますよ」という情報提供も幅広くできるんじゃないかと思ひますけども、</p>
	議長	<p>貴重な意見もありがとうございます。 一応担当委員のほうメインとなって探してもらおうんですけども、地域の担い手いわゆる認定農家ですか、そっこのほうに一応声をかけていくんですけども、ほかに借りたいう方があることも確かにあるかと思ひますので、その辺のところはまた事務局と相談をしてやっていきたいと思ひます。</p>

		<p>それでよろしいでしょうか。 ほかに何かありますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
	議長	<p>無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。</p>
日程第8 議案第6号	議長	<p>続きまして日程第8、議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。 議案の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第8、議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」説明いたします。8ページをお開きください。</p> <p>1段目です。期間が2019年6月1日から2022年5月31日までの3年間、地目畑、面積2,756平米、合計面積2,756平米、うち、更新分2,756平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。</p> <p>2段目です。期間が2019年6月1日から2024年5月31日までの5年間、地目畑、面積7,190平米、合計面積7,190平米、うち、更新分3,669平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>3段目です。期間が2019年7月1日から2024年6月30日までの5年間、地目畑、面積3,637平米、合計面積3,637平米、うち、更新分3,637平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。</p> <p>4段目です。期間が2019年6月1日から2029年5月31日までの10年間、地目畑、面積1,670平米、合計面積1,670平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。</p> <p>内訳については、9ページを詳細については、10ページから15ページをご覧ください。</p> <p>以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。</p> <p>委員の皆様、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。それでは担当委員の報告を順次お願ひいたします。</p>
	5番委員	<p>5番委員です。それでは整理番号1について説明をいたします。</p> <p>昨日午後に最適化推進と現地を調査いたしました。</p> <p>借り人が今、整地作業したばかりでしたが、今後緑肥をまいて10月からブロッコリー栽培するとのことでした。</p> <p>貸し人は高齢で借りてくれる人がいてよかったということがあります。これについては5月10日に確認をしております。借り人は、まじめな青年で何ら問題はないと考えております。</p> <p>整理番号2について説明いたします。</p> <p>これについても、昨日同様、調査しました。これは更新申請で貸し人は、整理番号1と同一人物です。</p> <p>借り人は、優秀な担い手を確保しているタバコと畜産が主の認定農業者で対象地には2筆とも牧草が作付けされておりました。</p> <p>借人からは、本当は返したいんだがという言葉もありましたが、ほ場整備地区外で大型機械使用の農地としては不便さを現地確認で感じたところではありますが、引き続き作付けをしていくということでありました。内容としては計画書のとおりであ</p>

		ります。以上です。
	6 番委員	<p>6 番です。整理番号 3 について御説明をいたします。借り主は安納イモを中心にスナックエンドウ・落花生を作付けし、販売をしている株式会社（農地利用適格化法人 or 認定農業者）です。</p> <p>昨日、推進委員と現地の確認もいたし、双方とも電話でございましたけれども、確認をいたしました。</p> <p>現地には既に安納イモ・落花生を作付けし、畑地はもちろん土手回りも適切に管理されておりました。</p> <p>この企業は雇用体制や、農業機械もそろっており、その他総合的に見まして適格と判断をしております。</p> <p>皆様の御審議をよろしく申し上げます。</p>
	9 番委員	<p>9 番です整理番号 4 について報告いたします。</p> <p>5 月 27 日借り人立ち会いのもと、現地確認を行いました。当農地は、安城上之町にある畑 3 反 5 畝、現状は少々草が生えている程度の状態です。</p> <p>今年から安納イモを作付け予定とのことでした。</p> <p>貸し人にも電話にて内容を確認しております。</p> <p>申請どおり間違いありません。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当委員の説明、また、事務局からの説明報告ありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑、御意見がある方は挙手をお願いいたします。</p>
		(質疑無し)
	議長	<p>それでは無いようですので、議案第 6 号の採決をいたします。</p> <p>「農用地利用集積計画策定に係る意見について」利用権の設定ですけれども、原案どおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
		(全員挙手)
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成ですので本案は承認することに決定し、その旨市長へ報告をいたします。</p> <p>以上をもちまして本日の議案審議を終了いたします。</p>
4. その他	会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。
	事務局	(6 月のスケジュールについて、資料により説明)
	会長	他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	無いようですので、5 月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

15 時 02 分閉会

西之表市農業委員会会議規程第 10 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 ⑩

西之表市農業委員会 9 番委員 ⑩

西之表市農業委員会 10 番委員 ⑩